

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和5年5月18日
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1 建築物の設計、④-2 建築物の維持管理、④-3 建築物の改修、⑤産業廃棄物の処理のうち、産業廃棄物の処理に関して、以下のとおり環境配慮契約を令和4年度に締結した。

【産業廃棄物の処理】

産業廃棄物（実験系可燃物、実験廃液等）収集運搬及び処分業務2件について、環境配慮への取組状況及び優良認定への適合状況の評価により入札参加資格を審査する裾切り方式にて入札を実施した。

なお、①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1 建築物の設計、④-2 建築物の維持管理、④-3 建築物の改修については、契約実績なしであった。